

「介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業」

重要事項説明書

宍粟市社会福祉協議会やすらぎ介護センター

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定 第2873800631号)

当事業所はご契約者に対して通所型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 当事業所の法人概要	1
2. 当事業所の概要及び営業時間と事業実施地域について	2
3. 従業員の状況	3
4. 当事業所が実施するサービス内容について	4
5. サービス利用料金について	5
6. お客様の利用料金について	6
7. サービス提供の記録等	6
8. サービス提供の管理者	7
9. 料金の支払時期と支払方法について	7
10. 緊急時の対応	7
11. 当事業所のサービス提供相談窓口	7
12. 苦情の受付について	8
13. その他	8
14. 重要事項説明年月日	9
15. 重要事項説明書付属文書	10

	<p>(各部屋の状況)</p> <p>食堂(日常動作訓練室)・休養室・特殊浴室(特殊浴槽は車椅子入浴装置付きのもの)・一般介護浴室・厨房・事務室・生活相談室</p> <p>(位置等) 国道29号線閏賀口交差点から800m やすらぎ福祉センター</p>
サービスを提供する実施地域	宍粟市
事業の目的・方針	<p>(目的)</p> <p>介護が必要と認定されたお客様の介護サービスのご要望に基づき、当事業所の生活相談員、看護師、介護員がお客様の社会的孤立感の解消、及び心身機能の維持、並びにお客様の身体的、精神的負担の軽減を図るため通所介護の提供を行います。</p> <p>(方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当事業所の従業員は、お客様の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護等、日常生活上必要なお世話や機能訓練を行います。 2. 事業の実施にあたっては、宍粟市及び宍粟市内にある地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、及び町内の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 3. このほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生省令第37号、平成11年3月31日)を遵守します。

3. 当事業所の従業員について

職種	員数	業務内容	勤務体制
管理者	1名	当事業所と従業員の管理を一元的に行い、それぞれの利用者に応じた通所介護計画を作成し、その利用者や家族に対してその内容を説明します。	常勤1名 (介護福祉士)
生活相談員	2名	お客様の生活相談に応じ、サービス提供時間を通じてもっぱら通所介護の提供にあたり、通所介護計画にそったサービスの実施状況、及び目標達成状況の記録を行います。	常勤(兼務)2名 (介護福祉士)2名
介護職員	11名	サービス提供時間を通じてもっぱら通所介護の提供にあたり、通所介護計画にそったサービスの実施状況、及び目標達成状況の記録を行います。	常勤 4名 常勤(兼務) 2名 非常勤 3名 介護補助員 2名 (介護福祉士 6名) (介護職員初任者研修 [※] 2級4名)

看護職員	2名	お客様の心身の健康チェックなど看護にあたり、通所介護計画にそったサービスの実施状況、及び目標達成状況の記録を行います。	常勤(専従)1名 常勤(兼務)1名 准看護師2名
機能訓練指導員	2名	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。	常勤(兼務) 1名 (准看護師 1名) 作業療法士 1名 (非常勤 1名)
調理員	3名	お客様の食事の提供にかかる調理を行います。調理員は1日1～2名厨房に入り、調理を行います。	非常勤 1名 (栄養士1名) (調理師 2名)

4. サービス内容

お客様に対しては、次の中から選択されたサービスを、指定の時間帯に応じて提供します。なお、サービス提供にあたっては「介護予防通所介護計画」に沿って、計画的に提供します。

サービス種類	サービス内容
食事	お客様の身体の状況を考慮した食事提供を行います。 また、お客様の身体の状況に応じて必要な介助を行います。
入浴	入浴見守りまたは介助を行います。
排泄介助	お客様の身体の状況に応じて、必要な排泄の介助を行います。
送迎	送迎車両4台(うち車椅子乗車装置付き車4台)を使用してお客様のご自宅から当事業所まで送迎をします。帰路も同様です。
レクリエーション (必要な材料費の一部負担願うことがあります)	仲間意識を高め、お客様同士のふれあいを深めることや心身機能の減退を防ぐため機能訓練を兼ねたレクリエーション活動を行います。

5. サービス利用料金(1回あたり)(契約書第6条参照)

下記の料金表によって、お客様の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、お客様の要支援度に応じて異なります。)

お客様の通所型サービス料金

介護予防通所サービス	要支援1	要支援2
	1月の中で4回を超え	1月の中で8回を超える場

	る場合	合
1. お客様の要支援度とサービス利用料金	17,980円	36,210円
2. うち、介護保険から給付される金額	16,182円	32,589円
3. サービス利用に係る自己負担 (1-2)	1,798円	3,621円

	要支援1 (1か月の中で4回まで)	要支援2 (1か月の中で5~8回まで)
1. 基本利用料	利用回数×@4360円 (1回につき)	利用回数×@4470円 (1回につき)
2. 介護保険から給付される金額	上記金額に0.9を乗じた金額	上記金額に0.9を乗じた金額
3. サービス利用に係る自己負担	1-2を引いた金額	1-2を引いた金額

自立支援通所サービス	要支援1 1月の中で4回を超える場合	要支援2 1月の中で8回を超える場合
1. お客様の要支援度とサービス利用料金	14,380円	28,970円
2. うち、介護保険から給付される金額	12,942円	26,037円
3. サービス利用に係る自己負担 (1-2)	1,438円	2,897円

	要支援1 (1か月の中で4回まで)	要支援2 (1か月の中で5~8回まで)
1. 基本利用料	利用回数×@3490円 (1回につき)	利用回数×@3580円 (1回につき)
2. 介護保険から給付される金額	上記金額に0.9を乗じた金額	上記金額に0.9を乗じた金額
3. サービス利用に係る自己負担	1-2を引いた金額	1-2を引いた金額

②口腔機能向上加算

口腔機能の向上を目的として、個別的に口腔機能向上サービスを実施する場合（3か月以内の期間に限り月に2回が限度）加算されます。

加算対象	料 金	お客様負担料金
口腔機能向上サービス利用者	1,500円/1回	150円/1回

③サービス提供体制強化加算

厚生労働大臣が定める基準（介護職員の総数うち、介護福祉士の占める割合が50/100以上であること。）に適合している事業所が、お客様に対し、指定通所介護を行う場合、加算されます。

加算対象	料 金	お客様負担料金
要支援1	880円/1か月	88円/1か月
要支援2	1760円/1か月	176円/1か月

④介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

介護現場で働く方の処遇改善を行い人材確保に努め、良質なサービスを続けることとして、所定の単位数に9.0%の加算がされます。

⑤科学的介護推進体制加算

科学的介護情報システム（LIFU）へのデータ提出とフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みをしている場合に加算されます。

加算対象	料 金	お客様負担料金
利用者全員	400円/1ヶ月毎	40円/1ヶ月(1割負担)
		80円/1ヶ月(2割負担)
		120円/1ヶ月(3割負担)

⑥栄養アセスメント加算

健康状態や身体状況から栄養に関する問題を考え、管理栄養士と職員、担当ケアマネージャーと連携しサービスに繋げていく取り組みです。ご利用者様全員に加算致します。

加算対象	料 金	お客様負担料金
利用者全員	500円/1ヶ月毎	50円/1ヶ月(1割負担)
		100円/1ヶ月(2割負担)
		150円/1ヶ月(3割負担)

⑦送迎を行わない場合の減算

お客様が自ら通所される場合やご家族が送迎を行い、事業所が送迎を実施しない

場合、減算されます。

減算対象	料 金	お客様負担料金
送迎を行わない場合	▲470 円/片道	▲47 円/片道(1 割負担)
		▲94 円/片道(2 割負担)
		▲141 円/片道(3 割負担)

⑧その他の料金（1 回の利用料金）

その他の利用料	お客様負担料金
食費	昼食 650 円/1 回 おやつ 50 円/1 食
おむつ代	当事業所で使用された場合は実費をいただきます。
交通費料金（宍粟市以外からご利用のお客様）	宍粟市境からお客様宅までの距離を 2 倍して 1 km あたり本会の規定する金額を乗じて得た額。

注 1) お客様がまだ要介護認定を受けておられない場合

- ① サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。ただし、「暫定居宅サービス計画」が作成されている場合は現物給付となります。
- ② 認定が「自立」の場合は、全額自己負担となります。また、要支援の認定を受けていても、「居宅サービス計画」が作成されていない場合は償還払いとなり、一旦全額料金をお支払いいただきます。償還払いの場合は、お客様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

注 2) お客様が利用当日になって利用中止の申し出をされた場合は食事準備にかかる費用として 700 円（昼食 650 円・おやつ 50 円）をいただく場合があります。

6. お客様の利用料金（見積料金）

お客様からいただく利用料金は、次のとおりです。

(1) お客様の通所介護サービス利用料金（月額）

料金の種類	算定根拠 単価+(加算)	介護サービス料金	お客様負担料金
基本利用料金	× (円)	円	円
栄養アセスメント加算	500 円	円	円
科学的介護推進体制加算	400 円	円	円

送迎を行わない場合	▲470円× 回	▲ 円	▲ 円
合計		① 円	① 円

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)料金

	算定根拠	加算料金	お客様負担料金
処遇改善 加算料金	①×9.0%=② (端数四捨五入)	② 円	② 円 (②×0.1) 端数四捨五入

(3) その他の料金

利用料の種類	算定根拠 (単価×回数)	お客様負担料金
食費	昼食 650円/1食 おやつ 50円/1食× 回	③ 円
おむつ代	実 費	実 費

(4) お客様の1か月利用料金(①と②と③との合計金額)は、次のとおりです。

_____ 円

※上記の利用料金は見積もりですので、実際に生じる料金と異なる場合もあります。あらかじめご了承ください。

7. サービス提供の記録等

- (1) サービス提供をした際には、「介護記録書」等の書面に必要事項を記入します。
「介護予防通所介護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況に関する「介護記録書」を作成します。
- (2) 当事業所は、前記の「介護記録書」を作成完了後5年間適正に保管し、お客様が希望される際にはいつでも閲覧できます。

8. サービス提供の管理者

お客様へのサービス提供管理者は次のとおりです。サービスについてのご相談やご不満がありましたら、どんなことでもお寄せ下さい。

氏名 段林 八重子
連絡先(電話) 0790-72-8787・2211・2212

9. 料金の支払い時期と支払方法について

利用料、その他の費用の請求	①利用料、その他の費用は、利用者負担がある場合に、利用の月ごとにその合計金額を請求いたします。 ②請求書は、利用明細を添えて、利用のあった月の翌月15日までに利用者宛にお届けいたします。 ただし、請求額のない月はお届けしません。
利用料、その他の費用の支払い	①請求書を受け取られましたら、お渡しする利用者控えと内容を照合の上、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法を選択した上でお支払い下さい。 ア. 窓口での現金支払い イ. 下記指定口座への振り込み ハリマ農業協同組合本所 当座 0020572 兵庫西農業協同組合山崎支店 普通 0010850 淡用信用組合一宮支店 普通 0263182 西兵庫信用金庫一宮支店 普通 0147329 ゆうちょ銀行 店番438 普通預金 3305232 ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる機関：上記記載の金融機関

10. 緊急時の対応

サービス提供中にお客様に緊急の事態が発生した場合、お客様の主治医にご連絡するとともに、必要な対応を行います。その際、予め指定する連絡先にも連絡します。

11. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口について

電話 0790-72-2212 (FAX 0790-72-8788)

営業日	月曜日から金曜日まで。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除きます。
営業時間	午前8時15分から午後5時15分まで
担当	中村 司、波多野好則、段林 八重子、上田 妙子

【営業日・営業時間以外の連絡先】

電話 0790-72-2211・72-8787

(土・日曜日は転送電話になります)

営業日・営業時間外でもお気軽にご相談ください

12. 苦情の受付について

<p>当事業所が提供するサービスについてご相談や苦情などがございましたら、つぎの窓口まで遠慮なくお申し出下さい。</p> <p>宍粟市社会福祉協議会 担当 中村 司</p>	<p>兵庫県宍粟市一宮町閨賀300番地 電話 0790-72-8787・2211 FAX 0790-72-8788 Eメール shakyo@shiso-wel.or.jp</p> <p>受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時30分まで</p>
--	--

当事業所窓口以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口でも受付けています。

<p>宍粟市健康福祉部 福祉相談課</p>	<p>兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15 電話 0790-63-3160 FAX 0790-63-3175 受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで</p>
<p>宍粟市健康福祉部 一宮保健福祉課</p>	<p>兵庫県宍粟市一宮町安積1347番地3 電話 0790-72-2100 FAX 0790-72-2110 受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで</p>
<p>兵庫県国民健康 保険団体連合会 (介護サービス苦 情相談窓口)</p>	<p>神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話 078-332-5617 FAX 078-332-5650 受付時間 月曜日から金曜日 午前9時～午後5時まで</p>
<p>第三者委員 (一宮) 担当 柴原 勝志</p>	<p>宍粟市一宮町東市場32-1 電話 0790-72-2322 FAX 0790-72-0979 受付時間 月曜日から金曜日 午前9時～午後5時まで</p>

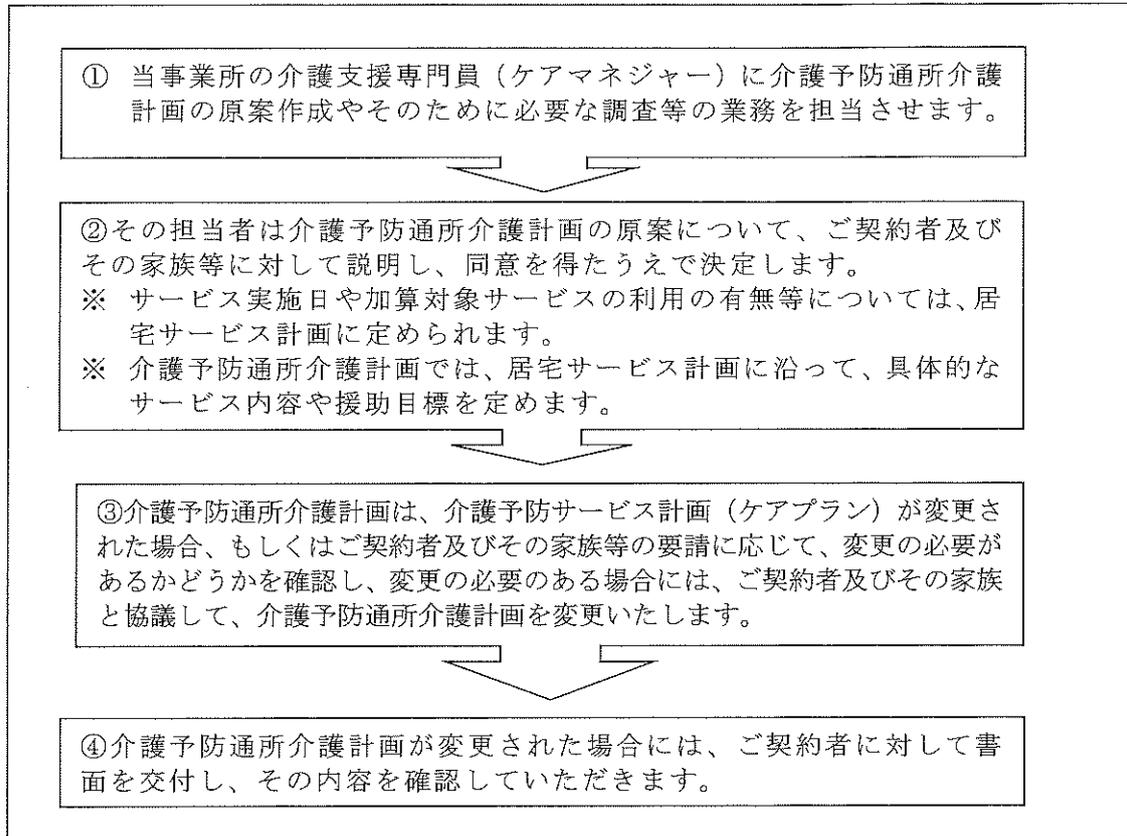
13. その他

1. 当事業所の従業員への送り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮願います。
2. 利用日当日お客様のご都合で利用されない場合は、その旨をできるだけ早く当事業所へご連絡ください。

<重要事項説明書付属文書>

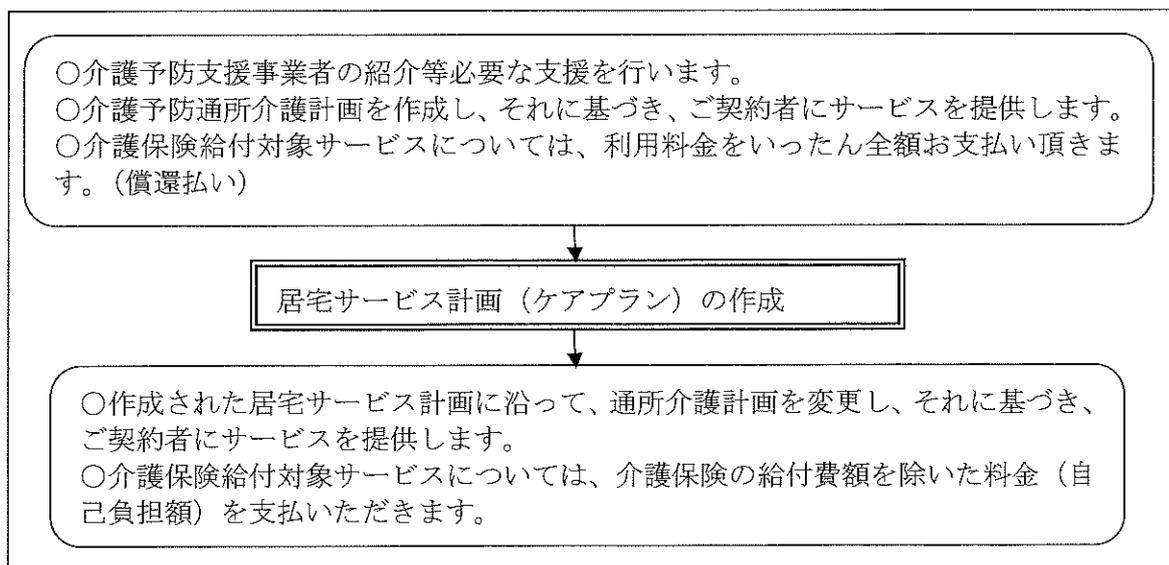
1. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

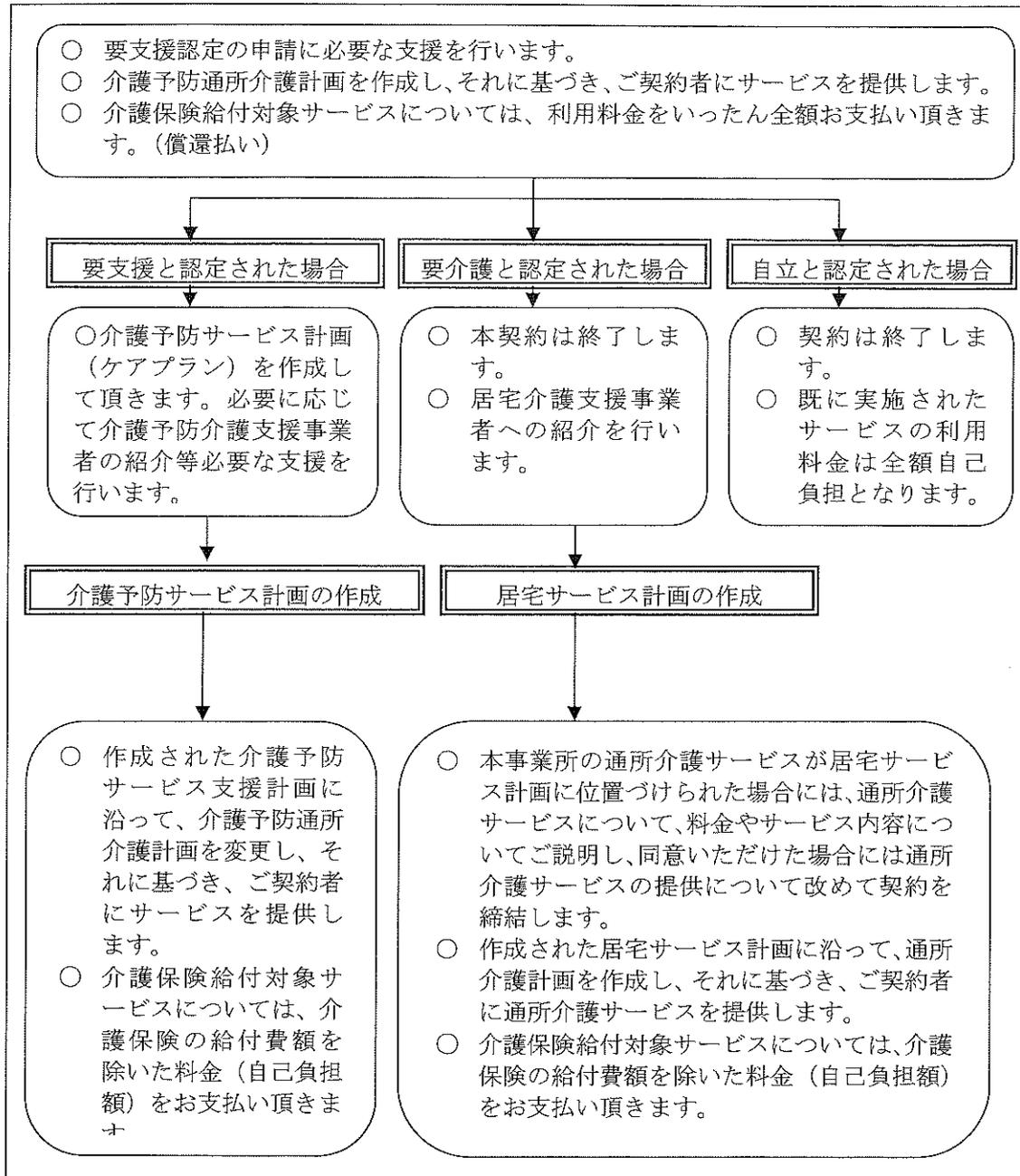


2) ご契約者に係る「介護予防サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



②要支援認定を受けていない場合



2. サービス提供における事業者の義務(契約書第9条、第10条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知

り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

- ・ ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

3. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

4. 損害賠償について（契約書第11条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

5. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第14条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 12 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 13 条参照）

以下の事項に該当する場合には、1ヶ月以上の期間を置き理由を通知し本契約を解除させていただきますことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

送迎に関する説明及び同意書

安全で円滑な通所介護サービスの送迎を行うため、「送迎」についての説明と送迎時にお客様にお願いする事項等については次のとおりです。

1. 「送迎」とは、お客様のご自宅の玄関から当施設の玄関までの送迎のことを言います。
2. 「送迎」は、事業者が所有する「送迎車両」を使用して行います。
3. 「送迎」は、車両運転員とお客様の1対1で行う場合と複数のお客様が同乗される場合及び必要に応じ介護員が同乗する場合があります。
4. 悪天候時、また警報発令時は、送迎を見合わせる場合があります。
5. 送迎車両は、通所介護施設を運営管理する宍粟市社会福祉協議会が契約した損害保険会社の自動車保険に加入しています。送迎時の車両による万一の交通事故や車両内での事故については、この自動車保険で対応します。
6. 送迎車両停車時における乗降時の万一の事故は、宍粟市社会福祉協議会が加入している社会福祉事業総合保険で対応します。
7. 送迎時間までは、お客様のご自宅でお待ち下さい。この場合、介護者などご家族の方の在宅を原則とします。(帰宅時も同様とします)
8. 送迎の時間は、前日までに当施設の「連絡帳」に記入します。また、お電話でお客様のご自宅へ連絡します。交通事情等で到着時間が遅れる場合は、当方よりご家族へその都度連絡します。
9. 送迎車両の中では、全座席シートベルトを着用することとし、車椅子利用者の方は、車椅子ベルトを必ず着用して頂きます。
10. 送迎車両到着後、体調不良等を除き、準備等で待機できる時間は、他のご利用者の送迎時間との関係から最大15分までとします。

上記の事項について、お客様、事業者確認の上、同意したことを証するため、本書を2通作成し、お客様、事業者において記名の上、各自1通を所持するものとします。

令和 年 月 日

(お客様)

住所
氏名

(事業所)

宍粟市一宮町閭賀300番地
社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会
会長 岸本 年生